

第332回（第22期第5回）隠岐海区漁業調整委員会議事録

日時：令和4年6月20日（月） 14：10～15：30

於：隠岐郡隠岐の島町西町 漁業協同組合 JF しまね西郷支所 3F 会議室

1 出席委員（敬称略）

牧野 一（1番）	大西 寿春（2番）	前田 芳樹（4番）
池田 速人（5番）	升谷 健（6番）	小谷 茂雄（7番）
林 千枝子（8番）	亀谷 潔（9番）	

2 欠席委員（敬称略）

吉田 篤司（3番） 長府 吉信（10番）

3 議題

- （1）まさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）
- （2）海区漁業調整委員会委員の辞任について（協議）
- （3）漁業法第91条に基づく指導について（報告）
- （4）その他

4 挨拶

事務局長（栗田） 開会宣言（出席委員の定足状況及び委員会の成立を報告）
会長（議長 亀谷委員） 挨拶（省略）
水産課長（染川） 挨拶（省略）

5 議事

議長（9番：亀谷委員）による議事録署名者の指名
議事録署名者：1番 牧野委員、2番 大西委員

（1）まさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の設定について（諮問）

議長（9番：亀谷委員）

議事1は諮問です。まさば及びごまさばの知事管理漁獲可能量の設定について事務局より説明をお願いします。

農林水産局（佐藤）

～資料1により以下の内容について説明～

- 国 TAC について、178,200 トン→129,000 トンの 49,200 トン減となった。
- うち、25,800 トンを留保枠として国が保管。
- 島根県の配分は、17,600 トン→12,800 トンの 4,800 トン減。
- そのうち中型まき網漁業には、12,300 トンが配分される。
- 中型まき網漁業への配分は、過去5年の県内の漁獲比率（96.2%）から算出されている。

議長（9番：亀谷委員）

諮問のあった内容について何かご意見、ご質問ありますか。

1番：牧野委員

まず、この配分の比率について、この96.2%になったら、国から漁獲がもらえるということか。

県庁水産課（伊藤）

それは、96.2%は県の中の過去の漁獲実績で出したまき網の漁獲割合が96.2%ですよということで、国から来たものに96.2%を掛けたものがまき網さんの枠ですよということになります。一方、今、牧野委員が言われた追加配分という話は、これはまたちょっと別でして、ここの表の中で、4ページ目を見ていただきますと、フロー図がありますけれども、この中の都道府県別に分けた数字の右側に留保分というのがあります。これが25,800トンございまして、これは国が最初に配らずに持っているというものになります。これについては、いろんなルールがありますけれども、現在は75%、県の漁獲量が75%に達したときに、自動計算のような形で数字が出てきて、自動的に配分されるような形になります。以上です。

1番：牧野委員

はい、分かりました。

議長（9番：亀谷委員）

他にございませんか。

1番：牧野委員

もう一回よろしいか。

議長（9番：亀谷委員）

どうぞ。

1番：牧野委員

それなら島根県の枠を増やすとかどうとかいうのは、要望としては、無理な話ですか。

県庁水産課（伊藤）

もう一度お願いします。

1番：牧野委員

島根県のこの漁獲、マサバの量を増やせっていうのは。

県庁水産課（伊藤）

もっと増やせっていうお話ですね。

1番：牧野委員

そう、増やしてほしいっていう、そういう要望は通るものなのか。

県庁水産課（伊藤）

これも、国のほうが過去の実績に基づいて割り当てているので、これを変えるというのは、恐らく難しいと思います。ですので、先ほど言った留保枠のところ、全国的な漁獲に偏りがありますから、その辺を補うような形になるということですね。あとまた、最初のほうは無理ですけど、漁期の後ろのほうにいけば、例えば、たくさん余っているようなところがあれば、話をして融通ということも可能ですので、その辺はまた、そういったところで対応していくことになるかと思います。

1番：牧野委員

はい、分かりました。

議長（9番：亀谷委員）

他にございませんか。

ないようですが、ないということで、本委員会として異議がないということで答申することにしたと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員

はい。

（2）海区漁業調整委員会委員の辞任について（協議）

議長（9番：亀谷委員）

議題2は協議事項です。海区漁業調整委員会委員の辞任について事務局より説明をお願いいたします。

事務局長（栗田）

～資料2により以下の内容について説明～

- 漁業者代表である長府委員より、隠岐海区漁業調整委員会の委員辞職の申し出あり。
- 辞職の理由は、健康上の理由によるもの。
- 漁業法第141条により、辞任するには知事及び委員会での同意が必要。
- 水産庁のガイドラインでは、「委員が1名欠員するごとに委員を補充する必要はない」とされているが、現行委員の残存任期や委員会の適切な運営を考慮し、補充選任を実施する予定。
- 主な手続きは次のとおり。
①辞職願の受理(R4.6.13) ②知事及び海区漁業調整委員会の同意(R4.6) ③解嘱状の交付(R4.7)
④候補者の公募(R4.9~10) ⑤事前評価(R4.11~12) ⑥候補者評価委員会の開催(R5.1)
⑦評価結果知事報告(R5.2) ⑧議会同意(R5.3) ⑨委嘱状交付(R5.4)

議長（9番：亀谷委員）

説明のあった内容について委員の皆様ご意見はありますか。

結局、委員会としては、同意するか、同意しないかということを決めればよいということですね。

事務局長（栗田）

はい、そのとおりです。

議長（9番：亀谷委員）

質疑等はありませんか。

6番：升谷委員

健康上の理由ですので致し方ないのかなと思います。

議長（9番：亀谷委員）

今、升谷委員のほうから、健康上の理由だということで、仕方ないのではないかというふうなご意見が出ました。

他にございませんか。

無いようですので、同意することに決してよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の協議内容を了解することとします。

(3) 漁業法第91条に基づく指導について（報告）

議長（9番：亀谷委員）

議題3は報告です。漁業法第91条に基づく指導について事務局より説明をお願いいたします。

県庁水産課（伊藤）

～資料3により以下の内容について説明～

- 前回の隠岐海区漁業調整委員会で次の6点について意見をいただいた。
 - 1 「一定基準を超える案件」という指導書の文言は、密漁の基準を示すことになるので削除すべきである。
 - 2 今回の指導書の根拠として第91条は不適切ではないか。
 - 3 支所運営委員会が告訴を要請したにも関わらず、実施されていなかったことに対する指導としては出すべきである。
 - 4 県よりJFしまねが漁業権管理について指導された後には告訴しており、本指導は不要と考える。
 - 5 留意事項4. 処分方針の扱いについて、「外部に出すべきでない」という文言は透明性の観点から不適切でないか。
 - 6 連合海区を開催すべき事案である。
- それぞれ以下のとおり意見を反映。

- 1 「一定基準に該当する場合を除き」という記述に修正。
- 2 法第74条の記述を削除することで法第91条を明確化。
- 3 指導書を発出。
- 4 告訴しなかった事実より、その過程に問題があると判断したため、指導書を発出。
- 5 留意事項では組織内部における告訴の判断基準の透明性を確保することを求めており、その取扱いについて外部に示すことはないため、これは矛盾しないと考えている。
- 6 連合海区は上位の存在ではなく、隠岐・島根海区と横の関係であり、すでに両海区で多くの意見をいただいているため開催は不要と判断。

議長（9番：亀谷委員）

ただいま事務局のほうから、先般、指導書についての諮問を受けて議論をした結果、意見を付して答申をするということで答申したところですが、その辺のところを踏まえて、何と言いますか、いわゆる意見も踏まえて答申書を出したという説明があったところですが、皆さんのほうから委員の皆さんの御意見、あるいは、質問をお受けいたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

2番：大西委員

質問自体が4番に該当するかもしれないですけど、ちょっとやっぱり事実関係をこの前から知りたいと申し上げていますんで、せっかく課長が来られたので、前回の隠岐海区が始まる前に新聞報道されたというのを、ちょっと、せっかく来られてるから御説明をいただきたいんですけど。

水産課長（染川）

はい、分かりました。

前回、山陰中央新報のほうで、島根海区が終わった時点で、私のコメントとして、海区の意見を踏まえて指導を行うかどうかというのを検討していくというふうな記事が出たといったようなことで、この海区、隠岐海区のほうでもそこが少し議論になったというか、話題になったというふうに聞いております。記事っていうのは、島根海区が開催されたときに、その前後、ちょっとタイミングはちょっとよく覚えていませんけども、取材が何回かに分けてあったといった中で、私が答えた中身がああいった形になって記事になったのではないかなというふうに思います。

皆様、御理解いただけていると思いますけれども、私としては、島根海区だけを見てとか隠岐海区だけを見てとか、そういった認識は全くなくて島根海区、隠岐海区、両方合わせて海区、その海区の意見を聞いてきちんと判断して指導するかどうか、どのような指導をするかっていうのを検討していきますといったような趣旨だったんですけども、なかなかそこが、私の、何ていうか、言い方っていうか、が舌足らずなところもあったのかなというふうに、今思えば、海区という一まとめで、もしかしたら説明していたかもしれない。そこは丁寧に島根海区、あと隠岐海区もある、その2つの海区で諮問して、意見を聞いて、その意見を踏まえてやるんだといったふうな丁寧な答え方をしていたらよかったですけど、ただ海区、一まとめで説明したような気がします。そこはちょっと私の反省すべきところです。

その後、山陰中央新報のほうにもお話をしました。こういった話がありますので、私の趣旨としても別に島根海区だけを見て判断するっていう話ではなくて、隠岐海区もそこも含めて判断すべきかな、意見を踏まえて判断する形ですといったようなことで、今後、訂正を求めていくところまではいってないですけども、今後、表現の仕方についてはちょっと気をつけましようねというふうな話をして、実際は6月2日、指導を行った翌日の新聞のほうには、島根海区、隠岐海区の意見を踏まえてというふうな、たしかそういった表現ぶりで記事になっていたかと思います。このたびは皆様方に少し不愉快なちょっと思いをさせてしまいまして、誠に申し訳ございませんでした。今後、表現の、きちんと説明の仕方っていうのは、十分気をつけながらやっていきたいと思っておりますので、御理解のほどをよろしくお願ひいたします。

議長（9番：亀谷委員）

よろしいでしょうか。

2番：大西委員

はい。

8番：林委員

密漁のことですけれども、先日、テレビで水産課の局の方かな、アワビ、サザエは密漁になる、それは分かっていますけれども、タコも密漁になるって言われました。この隠岐は、朝、海岸を歩いていて、タコがおったら突いて、一般の人が捕って食用します。それも密漁になるんですか。

県庁水産課（伊藤）

ええと、そこは密漁になるかと言われると、密漁に該当することができると思います。要は、申告罪は告訴なので、告訴されなければ密漁にはならない。

7番：小谷委員

しかし、なるかならんか、白黒つけないと、漁業権がある人しか捕れんわけですか。

県庁水産課（伊藤）

タコはアワビやサザエと同じように漁業権の対象魚種に入っていたと思いますが、どうですか。

2番：大西委員

入っています。

8番：林委員

でも、それは一般の人は分らないですね。

県庁水産課（伊藤）

です、このようにしてPRしているということです。

議長（9番：亀谷委員）

ただ、サザエなどでも岸から竿取りというものがあります。その範囲はどういうふうに解釈しますか。

水産部長（為石）

いや、漁業権魚種に入っていれば、500m以内の範囲であれば、取り方云々に限らず漁業権を行使する資格のない人が捕った場合、それを漁協さんに申告し、罪として問いますか問いませんかと聞いて、罪に問いますということで起訴されれば、いわゆる密漁になります。なので、起訴される、告訴されるかどうかは別にして、一般の方がどういう形で捕っても密漁に当たる可能性が非常に高くなります、というか、そういう方向に進む段階になります。

議長（9番：亀谷委員）

いわゆる訴えれば、そういう形になるということですね

水産部長（為石）

当然罪に問われますし、知らずにイカ釣りのついでにかかったもので、離れたとかいう酌量の余地があれば、それはまた何も起訴されずで終わるんでしょうけど、サザエ1個の話とタコ1個の話は、同じレベルの話です。

2番：大西委員

林さん、ちょうど今日の午前中に運営委員会がここでありまして、この今の隠岐海区に関しては漁業権があるものは、ワカメ、イワノリ、テングサ、モズク、アワビ、サザエ、ナマコ、ウニ、タコです。タコも駄目なんです。一般の者が捕ったら駄目です。

8番：林委員

そげいって、この頃テレビで言われたけんね、隠岐は海岸歩いちゃって、タコ、朝ね、ああやって捕るじゃないですか。だからそれも密漁だろうかと。

2番：大西委員

うん。ただ、今言ったように、アワビ、ナマコ、シラスはもう告訴なしで、すぐ告訴、JF関係なく、もう警察とか保安庁が見つけたら、即告訴ですよ、密漁ですよ。

水産部長（為石）

アワビ、ナマコ、シラスは、法律が変わりましたので、この3つは全く関係なく、見つかった瞬間に起訴されます。

2番：大西委員

タコはJFが告訴したら、起訴される可能性があります。

8番：林委員

誰とは言いませんけども、一般の人がタコ捕ってきて、タコ捕ってきたけんって言って、ああ、これも密漁になるのかなと思って、この頃。

2番：大西委員

僕らが小さい頃、夜サザエを捕りに行ったこと、遊びでね。今、厳密に言えばそれも密漁で逮捕される可能性があります、見つかったら。

8番：林委員

なら、教えてあげんといけん。

2番：大西委員

うん。教えてあげてください。

議長（9番：亀谷委員）

その他ご質問、ご意見ございませんか。この報告を了解することで異議はございませんか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは以上の報告を了解することとしました。

(4) その他

議長（9番：亀谷委員）

その他に事務局の方で何かありますか。

事務局長（栗田）

その他、事務局ではとくに準備しておりません。

議長（9番：亀谷委員）

全体を通して皆様からご意見等ありますでしょうか。

2番：大西委員

さっきの林さんの関連ですけど、ちょうど午前中に、さっきも言ったように、ここで西郷支所の運営会議がありまして、資源保護の観点から、これに、今僕が言ったワカメ、イワノリ、テングサ、モズク、アワビ、サザエ、ナマコ、ウニ、タコの、その他に追加でお願いできないかという話がありまして、この海区でちょっと説明してくれないかっていうことを運営委員会で言われたんですけど、今この場でお願いしてもいいものか。

水産課長（染川）

意見として承ります。

2番：大西委員

追加で、ニイナとアラメとトコブシ。だけん、ちょっとこの表がないと思うんですけど、島根海区ではOKでも、隠岐海区では駄目なものが結構ありますよね。例えば、イワガキとかも。島根海区では。

水産部長（為石）

一部ありますね。

2番：大西委員

一部、一部、美保関のほうでね。この隠岐海区でゼロです。ちょっとこれ、コピーして配りましょうか。

水産部長（為石）

いえ、大体分かりました。地域とか、あれによって、おっしゃるようにイワガキを、実は隠岐はイワガキの養殖が盛んなんだけど、皆さんもそうかもしれませんが、島前も含めて、食べる習慣がほぼなくて、今まで漁業資源としても利用されてきてなかった、天然物ですよ。ところが、西のほうの江津あたりが、若干、

昔から潜って捕る習慣があったりしたもので、長いことそういう歴史があったもので、西のほうにイワガキが入っている。それから、ハマグリのようなもの、ようなものじゃない、ハマグリ。これは益田とかあつちのほうでも、砂浜やっぱり多いので、昔から漁業権魚種として漁師さんが資源管理とかそういうものやられてきているっていう歴史があるもので、そこは入っているというところで、島根本土のほうでも全部統一なわけではなくて、地域性で若干の魚種が違っている。そんな中で隠岐が、今、大西委員が言われたような魚種が、隠岐の場合は、ほぼ隠岐全体で変わっているということではなくて、全てが同じだったはずです。御希望のあったところのニイナ、アラメ、トコブシについては、過去にもイガイとか、そういったものもならんかボベ、こっちで言う、カサガイ、ボベ貝、あれなんかもあったりするんですが、その辺りは漁業の依存度というか、過去からの経緯、それから当然海のものはずべからくが漁師さんのものではなくて、国民全体のものという考え方もあるので、今までそういったものは入ってなかったっていうのもありますので、その辺のバランスとか、過去の経緯なんかも含めて、ここらは決まってきたということがあります。それは、まず前提である。島根海区、隠岐海区、それぞれで違っているっていうのは、そういう歴史的なもので違ってきている。

ですので、この魚種については、その辺りも勘案しながら、毎回、10年ごとにやるときに話は出ていますので、今ちょうどこれから先、パブリックコメントですとか、もともとは漁協さんに魚種のこととか、現状のことなんかも聞きながら、最終的には県側の立てる漁場計画ということで魚種などを決め込んでいますので、今回は御意見をいただいたというところと、これからパブリックコメントなどもありますので、そういった場で、前々回のあたりで池田委員からもちょうと使い方とかというのもございましたので、そういったところは総合的に勘案して最終的には決めていく流れになるということです。

5番：池田委員

ニイナについては、私も非常に、資源的に危惧しています。というのは、3年ぐらい前からもう全く見ないです。海の中のぞいでも。

2番：大西委員

いないですね。

5番：池田委員

いないです。あれだけたくさん、私が磯焼け、10年前に全部、隠岐島、全部潜ってみて、あれだけたくさんいたのが全く見ないです、はい。それは潮の加減かなと思って、いつのぞいでも、岩を見てもない、それくらい、なくなることはないと思うんです。確かに下のほうに、1粒、2粒、ひと夏で見ることがありますけど、それくらい資源的には枯渇しています。ですからそういう保護の観点から、そういうことをやっぱり取り組まないと、特にこの隠岐ではですよ、そういうところは、これは一円じゃないでしょうか。

2番：大西委員

朝の運営委員会でも、そういう、本当に少なくなったんで、今、ニイナが。そういう漁業者も捕れない状態に今なっていますので。

5番：池田委員

そうです。漁業者自体が。

2番：大西委員

うん、それが部長、前の、誰だい、佐藤さん、転勤した人、ナベちゃん、渡邊さんにも調べてもらっとるけど、原因分からんみたいですね。ニイナが少なくなったのは。

水産部長（為石）

隠岐におった渡邊ですね。

2番：大西委員

そうです。

水産部長（為石）

多くの方からもそういうのもあって、サンプルをちょっと、貝殻の診断とかも、うちの試験場にサンプル送ったり、いろいろ聞き取りの調査をかけたんですが、やはり明確にそれだからとか何かの原因でっていう

ところの原因特定には至ってないです、はい。

2番：大西委員

あれは、4、5年前までは結構まだおったけど、島根半島がいなくなってから、こっちも去年、一昨年ぐらいから少なくなって、ほとんどいなくなったんですよ。海士のほうもどうですか。

議長（9番：亀谷委員）

いない、いない。

2番：大西委員

いなくなったんですか。

議長（9番：亀谷委員）

前はおったけど。

5番：池田委員

いや、これはね、それはもうこれだけじゃなくて、漁業者自体はもちろんだけど、観光でもこれは大問題ですよ、これ。

議長（9番：亀谷委員）

結局、これ、ニイナ、あれでしょ。数年前まで、昔はお金っていうか、生業にしていなかったからね。

2番：大西委員

うん、そうだ。

議長（9番：亀谷委員）

だから、漁業権に、だから入ってなかったと思うんですけど、現在は、ニイナにしる、アラメにしても、トコブシにしても、みんな商売にする、漁業としてするようになったから、これ、資源保護するにもやっぱりそれなりの品目に上げることを検討していく必要があるんじゃないかということですよ。

2番：大西委員

そうです。そういう、午前中の運営委員会でもそういう意見がたくさんありました。資源保護の観点から。

議長（9番：亀谷委員）

もう一つ、シラスはどうでしょうか。

2番：大西委員

シラスはいますか。

5番：池田委員

カメノテ。

水産部長（為石）

シラスっていうんでしたっけ、こっちは。

2番：大西委員

シラスと書いてあるから。

水産部長（為石）

シラスウナギのことか。

2番：大西委員

そうだ。

水産部長（為石）

カメノテは入っていない。

2番：大西委員

シラスウナギ、稚魚のこと。それ、いるの。

水産部長（為石）

日本海にもいなくはないらしいですが、少なくとも、静岡とかいろんなところでとか、九州でカンテラ使って一気に何千円とかっていう、金よりも高い価値とかいうぐらいな商売になり出すほど全くそういうの

は、多分密度低いです。

2番：大西委員

中村の川にもウナギがおるくらいだけん、おることはおるんじゃないかな。

水産部長（為石）

いや、おります。間違いないです、そりゃ宍道湖のそこから、何かからおるんで、100%シラスがいるのは間違いないんですが、恐らく密度的にすごく低くて、それをやれ密漁していたとか、それ狙って川に入っているというの、過去聞いたことがないので、多分、まともに商売できるほどシラスはいないと思います。

先ほどのニイナの件ですけど、本土側は地域的に、よって違っていたり、いや、不思議なことに山口だと大きいニイナがまだごろごろいるんですよ。スーパーなんかで売っているのは。温かくなってきたんだったら、山口とかあっちも減ってもよさそうなんですけど、あまり減ってないですし。

2番：大西委員

松江のスーパーなんか、鮮魚コーナー行っても、ニイナは長崎産とか山口産とか、あっちのほうのニイナでかい。

5番：池田委員

境港のはコシダカガンガラが正式名称あったりするからね。

水産部長（為石）

ああ、そうですね。

5番：池田委員

正式に言えばね。

水産部長（為石）

そうですね。あっち系とかも、クボガイとかも小さいけんあれなんですけど。これが、今もおっしゃられたように、水温が高いはずなのに、西のほうはまだいるんですよ。なので、単純に水温が上がったからっていうわけでもないですし、それでちょっとうちの試験場あたりなんかも、一昨年、去年あたりから何でだっという事で問い合わせだったり見てもよく分からないんですよ。

5番：池田委員

サザエについてね、3年、やっぱり4年ぐらい前ですか、大量死があったじゃないですか。あれプランクトンね、植性プランクトン。サザエの大量死ありましたよね。

2番：大西委員

5年ぐらい前です。

水産部長（為石）

結構前ですね。赤潮のコクロディニウム、ポリクリコイデス。

2番：大西委員

そうそうそう。

水産部長（為石）

あれは、特にやられますね、巻き貝は。

5番：池田委員

だけど、その辺のところがあるのかも知らんし、分からないですよ、それ。

議長（9番：亀谷委員）

検討材料にして、委員会で意見があったとして。

5番：池田委員

意見として、検討材料にしてやっぱりやらないと、もう本当にいないです。皆さん、海のぞいてみて。

2番：大西委員

渡邊さんが、「ちょっと、大西さん、潜ったときに死骸をちょっと捕ってきてくれ」という、死骸さえいないんだね。

水産部長（為石）

お願いしましたね。タコだったら、多分死骸がいたり、穴が空いたあれがあるとか。もしくは、何か、ヒトデだったらもっと貝がごろごろしとるとかっていうのは見えてもおかしくないんだけど。それも、たしかお願いしたときいなかったですよ。

2番：大西委員

いない、いない、死骸もない。

水産部長（為石）

最近、ただ今年、捕ったの誰だったか。布施だったかな、何か久しぶりにぼろぼろ捕れたっていうのを。いや、本当に今年は聞いて。

2番：大西委員

出とったって。

水産部長（為石）

それこそ、今の池田委員さんの話じゃないけど、その5、6年前の赤潮被害のとき、すごく殺してしまう赤潮が出ていたとすると、あれはもう部分的に出るわけで、本土で出なくて隠岐だけ出るって可能性、あれだけ韓国経由で来るんで。島根県沖に来るあの赤潮はもうほぼほぼ100%韓国経由です。日本海にそんな汚いとこないんで、あの辺に適当に湧くわけじゃないんで、あれ、大量に湧いたのは、流れに乗ってやってくるのが研究上分かってるんで。もしかしたら、そういう隠岐の部分でサザエの大量死したときにニイナも死んでいて、ようやく今年布施がぼろぼろ出たっていうことは、今の話を強引につなげるといっか、推測すると、その頃にぽんと死んで生き残ったのがぼつぼつ、ようやく卵がかえって、少しずつ稚貝が復活しているかもしれないちゅうところで。

2番：大西委員

あのときに、5年、6年前だと思うんですけど、大量死して、サザエ、アワビ、ニイナ、みんな死にましたけど、サザエは今復活していますよね。だけん、ニイナに何か影響があっただけなのかなとか思うし。

水産部長（為石）

かもしれないです。サザエは2、3年でこのぐらいにはなってきますんで、ニイナが復活するのが、若干サザエのほうが深場にいれば。

2番：大西委員

ああ、ニイナ浅いか。

水産部長（為石）

ニイナのほうが浅くて、浅場のほうが、例のあの赤潮、どっちかっていうと底というよりは、比較的やっぱり表面のほうがたしか多い、日によってちょっと違うんですけど、多かったと記憶しとるので、若干深いところが生き残りが良くて、浅いところほどダメージが、流れつきの状況によるんですけどね。もしそうだとしたらですよ。ただ、はっきり5年前にニイナが大量死したっていうのも分らないので。

5番：池田委員

それは、もう。サザエは確かに、確認はできたんですよ。

2番：大西委員

サザエは、確かにサザエは大量死しました。

水産部長（為石）

本当ですか。

2番：大西委員

今、また復活してますんで、サザエは。一昨年ぐらいに。

水産部長（為石）

だけど、今年、布施がちょっと見えて、漁師さんがニイナが少ない少ないと言っていた、漁師さんがそう言ってたんで。

2番：大西委員

これ、ニイナは養殖してないの、どっか。

水産部長（為石）

ないですね。そういう意味じゃ、先ほど言った、大きくなるのに何年かかるか、そこまでなかなかちょっと調べてはないかもしれないですね。

2番：大西委員

確かに会長さんの言ったように、これ、生計担ってましたけん、おるときは。いい値段しとったけんね。

議長（9番：亀谷委員）

サザエよりいいからね。

2番：大西委員

そうそうそう、サザエよりよかったですけん。それで、30キロ、40キロ捕る者がおったけんね。ただ、4、5万になってしまうけん、値段がよかったですけん。

5番：池田委員

1000円は欲しいね。

2番：大西委員

そうそうそう。

5番：池田委員

安いときでね。

2番：大西委員

うん、いや、高いですけん、ニイナは。

議長（9番：亀谷委員）

それ専門でこの5月、6月は捕った、サザエが禁漁ときに、ニイナで専門で生計ね。

2番：大西委員

している人が実際にいましたから。ぜひ、それはちょっと検討してもらいたい。

議長（9番：亀谷委員）

検討案件が出たということで。

4番：前田委員

途中から話は変わりますけどね。島後の西側海域で洋上風力発電構想が持ち上がっているわけですが、洋上風力発電。この3マイル以外の外側での話なら海区の委員会には、管轄、関係はないわけだけでも、県にはそういう話は来ているんでしょうか。

それで、まあ県の対応について、いずれ具体化する段階があるかもしれないんで、県のほうの対応について、海区の委員会にも情報提供をしてくれたらなと思うところなんです。まあまあ、各島の南東約130kmぐらい、あるいは、ガスの資源ですね。島後の西側海域に風力発電、洋上風力発電の風車を設置するという話があると聞いたんだが。そこら辺の具体的な話が出てきたら、県の対応について海区委員会にも情報提供して下さったらええがなと思います。

1番：牧野委員

その話は来ていました。

水産課長（染川）

ちょっと洋上風力発電については、ちょっと今、情報が私のほうに承知していないところですので、また何か調べてきますというところで、今日は勘弁していただけたらなというふうに思います。

1番：牧野委員

役場の職員から聞いた話ですけど、この10年後ぐらいまでには説明、勉強会ですか、したいっていう話を聞きました。

水産課長（染川）

10年後ぐらいに設置っていうことですか。

1番：牧野委員

そうです、まだ何年か、30年か、40年か分からんけど、何年か後には勉強会をさせていただきますという話が

来てますということ。こないだ言っていました。

水産課長（染川）

すみません、ちょっとそこの辺あまり承知してないところがありますので、また調べてみたいと思います。

4番：前田委員

それは何か業者間でのレベルの話だろうからね。いずれ県のほうに依頼でもあったりしたら、なるべく早く海区の委員会に報告してください。

水産部長（為石）

西側ですか。

4番：前田委員

島の西側に。

水産部長（為石）

何年前に、逆に東側のところでどうだろうかっていう話が、まだ地元レベルの話だけど、あったとは聞いていたんですけど、それは。

4番：前田委員

今日どうこうじゃありませんから、もしそういう話でもあれば。

水産部長（為石）

いずれにしても、多分そういう話は、県もだけどもまずは漁業者さんに行くと思います。

議長（9番：亀谷委員）

またそういう、そういう話があったらね。

1番：牧野委員

ちょっといいですか。ちょっとまた、環境に近い話で、環境のことです。これは、漁師になって30年ぐらいになるんですけど、西郷前の海っちゅうのは、ものすごい豊かなんですね、何でも海に入れば何でも釣れるような。定置もその頃は魚がいっぱい来とったと。この空港ができましたが、20年か30年前に。そのぐらいから、もう30年、40年経ちますけど、もう今の現状はもう魚も、住む魚も少なくなったとか、定置にも入る魚が入らんとか、そういうふうになっとる。そういう調査はしてないですよ。今、滑走路、使ってない滑走路がありますが、あそこにソーラー、メガソーラーですか。ああいうのを並べるよりも植林してほしいです。そのほうが、もう環境のためにもなると思うんです。それを隠岐海区からちょっと要望として出したいと思います。ここだけじゃなくて、この隠岐のあちこち山削ったりしますが、あれとか、土砂が流れるかもしれない、海にそれだと絶対この環境にもよくないと思うし、削るんだったら、そこにまず植林しなさいっちゅうことで要望として出してほしいんです。

水産課長（染川）

隠岐海区で、ですね。

1番：牧野委員

はい。

水産課長（染川）

まずは、ちょっと委員の皆さんで、そういった要望を出すべきかどうかまず話あっていただいて。

議長（9番：亀谷委員）

その辺ちょっと細かいことね、水産振興という部分でまた検討していただいて。

水産課長（染川）

はい、御意見として、はい。そういった御意見が、そういった要望があったということですね。

議長（9番：亀谷委員）

その他の意見ありませんかということで、大分、意見の幅が広がったように感じてますが。

2番：大西委員

すみません、報道で聞いただけなんですけど、島根県が農業・漁業者に対して、燃料高騰の影響を受け

ている人に融資を行うっていう報道が流れましたが、これちょっと報道だけでは分からなかったんで、もし今簡単に説明できるようでしたら、ちょっと説明してもらいたいですけど。

水産課長（染川）

そうですね、ちょっと資料持ってきてないのと、担当が他の課なんで、またちょっと厳しいですけども。

議長（9番：亀谷委員）

融資は出る。

水産課長（染川）

取組をするところに対して、ちょっと上限の金額はたしかあるんですけども、融資をするといったようなところで、利子補給をたしかされるということ、利子については0.1%だったかな、たしか。ちょっと手元に資料がないので間違っていたらすみません。その半分をJFしまねを通じて融資を受けられる、その半分はJFしまねのほうが全期間にわたって支援するといったような融資制度というふうなのが設けられております。それがしっかり活用されていくということ。

2番：大西委員

これは、申し込みたい人はJFしまねに行けばいいわけですか。

水産課長（染川）

ええ、ほかのところも使えるんですけども、JFしまねを使うと要は利子が半分になる。使える利子が、利子を、0.1%ぐらいの利子なんですけれども、それが半分の利子で済む。半分はJFしまねが負担してくれるといったような概要でございます。

2番：大西委員

JFしまねに資料か何かある。

水産課長（染川）

あるんじゃないかなとは思いますが。どこまでちょっと話がいつてるかは、すみません。

2番：大西委員

組合長のほうがよく知っているんじゃないの。

議長（9番：亀谷委員）

今回の報道に当たって、燃料、物資が高騰しているということで、行政のほうで補助金、燃油に対して補助金とか出るという予算が上がっているという。それは、金額的には分かりませんが、直接的に補填をしますよ、給付金として出しますよというお話はあります。だから、皆さん、等しくそういう制度を受けられると思うし、それから担当が役場なのかどこなのかはそういった部分はどうですか。うちの場合には予算が議会でも、こういうことで出しますよということになってはいますが。

水産課長（染川）

それと、補足ですけども、今、先ほどの制度融資の話を含め、この議会、県議会のほうで今取り上げられているところなので、すみません、資料あるんじゃないかって、さっき言ったんですけども、多分、まだ県議会があつて、そこからちょっといろいろ資料作らないといけないと思うんで、その案内する。

2番：大西委員

議決はされているんですか。

水産課長（染川）

議決は、専門の委員会とか、常任委員会とかありますが、そこでは可決されています。だから、それがまた上に、上に行って、本議会で。

議長（9番：亀谷委員）

細かいあれはまだけど、出ることには間違いはないです。

2番：大西委員

ああ、出ることで間違いはないけど、細かいあれが詰めてないということ。

水産課長（染川）

そうです、細かい要綱、要領というか、そういった仕組みっていうのがこれからちゅうことです。

2番：大西委員

いや、本当、これだけ高騰しているとやっぱりすごい影響がありますので、皆さん。

議長（9番：亀谷委員）

漁に行かなくなるもんな。

2番：大西委員

そうそう、これは休んじょったほうがいいわ、いいわっていう感じでね。それ、みんなに波及するんで。漁に出るより家でテレビ見とったほうがいいという。だって重油が今何ぼだ。

5番：池田委員

90いくらか。

2番：大西委員

そうそう100円、100円だよ、うん、重油。

1番：牧野委員

100円近い。

議長（9番：亀谷委員）

何かそういう情報等が分かれば、早急に漁師さんのほうに報告すると、漁師さん助かるということです。ですので、よろしくをお願いします。

他にございませんか。ないようでしたら、今日の予定されていた議案は全部終了しました。議事を終了したいと思いますが、よろしいですか。

全委員

異議なし。

議長（9番：亀谷委員）

それでは議題4について終了します。

次回委員会の開催予定はいつになるのか、事務局よりお願いします。

事務局長（栗田）

次回の開催は12月に島前にて予定している。内容としてはR4のマアジ、マイワシのTAC諮問などを予定している。その他まだ未定ですが、もしかすると10月にも開催させていただくかもしれない。

2番：大西委員

10月にあるか、ないかの議題は何ですか。

事務局長（栗田）

漁業権関係ですね。漁業権の関係。

水産部長（為石）

先ほど言われた魚種とか範囲とかの最終案。県のつくった案を皆さんにお示しするっていうのがあるので、例年にない手順というか、必ず必要な手順なので。

先ほど言いました、パブコメとかがこの夏行われますので、それを受けて、皆さんに第2案ぐらいになるのかな、案を示させていただいて、3月に1回、まだたたき台の案を御覧いただいたと思うんですけども、皆さんに。そのパブコメを受けた後の、また漁場計画。

県庁水産課（伊藤）

最終案です。

水産部長（為石）

最終案を皆さんに諮問するというのがあります。

5番：池田委員

今、パブコメやっているんですか。

水産部長（為石）

いや、これからです。夏にやりますんで、そういった御意見を受けての諮問案を、通常10月から、前後ぐ

らいのところで諮問させていただくという話になります。

議長（9番：亀谷委員）

委員の皆さん、これで終了してよろしいか。

全委員

特になし。

議長（9番：亀谷委員）

分かりました。

それでは以上をもちまして終了とします。皆様ありがとうございました。

閉会宣言

県職員として委員会に出席した者の職氏名

島根県農林水産部水産課	水産課長	染川 洋
	G L	伊藤 博理
隠岐支庁農林水産局	水産部長	為石 起司
	主任	佐藤 勇介
隠岐海区漁業調整委員会事務局	事務局長	栗田 守人
	書記	藤井 恵太

以上ここに会議の顛末を記し、その相違無きを認証するためにここに署名する。

議長（9番：亀谷委員）

議事録署名者

1番

議事録署名者

2番